

# 令和2年度 基本評価調書

施策名	教育分野における文化・芸術活動の振興	所管部局	教育庁	作成責任者	教育部長 志田 篤俊	施策コード	11 - 10
総合評価	概ね順調に展開	照会先	教育政策課教育計画係 (内35-417)	関係課	生涯学習課、文化財・博物館課	政策体系コード	3(4)A 3(4)C

## Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

### 1 目標等の設定

現状と課題	施策目標	施策の予算額(千円)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、人々の生活意識や価値観の多様化などにより、物質的・経済的な豊かさだけでなく、日常の暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさが一層求められるようになり、文化に対する関心や期待が高まっている。</li> <li>道内の美術館・歴史博物館は、地域振興の核として、関係機関との連携・協働による多様な鑑賞機会の充実や人々の交流促進により、施設の魅力を高め、地域文化の振興に取り組む必要がある。</li> <li>アイヌの人たちは長い歴史の中で民族として独自の伝統や文化を培ってきたが、伝承者の高齢化などからアイヌ語やアイヌ文化の継承・保存が急がれる状況にある。</li> <li>道民の共有財産である文化財について、指定の推進や適切な維持管理に努めるとともに、情報発信や文化財に親しむ機会を提供するなど、活用の取組を継続してきたところだが、各地域における文化財の活用方策に課題が見られる。</li> <li>文化財保護法の改正に伴い、都道府県は域内における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を作成できることとなった。</li> <li>個性豊かな土偶や漆工芸を生み出した北海道と北東北3県(青森・秋田・岩手)に所在する縄文遺跡群について、世界遺産への登録が期待されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての道民が生涯を通じて文化に親しむことのできる環境づくりを進めるため、市町村や関係機関と連携しながら、芸術文化活動へ参加する機会や芸術鑑賞などの文化に触れる機会などの充実を図る。</li> <li>有形・無形のアイヌ民俗文化財を後世に伝えていくため、継続して調査に取り組むとともに、保存・伝承活動を推進する。</li> <li>未指定文化財の調査や文化財の指定・登録等を推進するとともに、指定文化財の適切な維持管理等に努めるほか、文化財に関する情報の発信や文化財に親しむ機会の提供等により、文化財の活用に取り組む。</li> <li>関係機関や専門家の意見を聞きながら、文化財の保存・活用に関する大綱の策定を進める。</li> <li>国指定史跡の縄文遺跡群や大規模竪穴住居跡群を人類共通の宝として未来に引き継いでいくため、ユネスコ世界文化遺産への登録に向けた取組を推進する。</li> </ul>	H30	571,193
		R1	542,620
		R2	709,183

項目	政策体系	国の役割・取組等	道の役割・取組等	市町村の役割・取組等	民間等の役割・取組等
芸術文化活動の推進	3(4)C		道立美術館等の管理運営・事業の展開、学校における芸術に関する教科指導の充実、市町村立美術館等との連携・協力 など	市町村立美術館等の管理運営、道立美術館等との連携・協力	民間事業者との共催 私立美術館等との連携、展覧会開催
文化財の保存及び活用の推進	3(4)A	文化財に関する法令整備、国指定文化財の保護への指導・助言 など	道指定文化財保護への指導・助成、文化財保護にかかる市町村への指導など	市町村に所在する文化財の保存及び活用 など	自治体と連携した地域の文化財の保存・活用など

施策のイメージ

国

- ・文化財に関する法令整備
- ・国指定文化財の保存と活用
- ・世界文化遺産の登録・日本遺産の認定・保存活用



指導  
助言  
・  
連携

学校

- ・文化財広報誌
- ・出張アート教室
- ・鑑賞支援ツール の活用



連携

北海道

- ・道指定文化財の保存と活用
- ・所有文化財の維持管理等
- ・文化財保護大綱の作成
- ・文化財に親しむ機会の提供
- ・日本遺産認定に向けた活用支援
- ・道立美術館・博物館の管理運営
- ・アートギャラリー北海道の推進
- ・学校における芸術に関する教科指導の充実



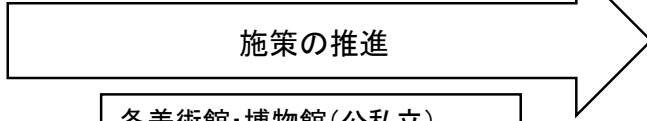
指導



連携

市町村・文化財所有者

- ・市町村指定文化財の保存と活用
- ・所有文化財の維持管理等



各美術館・博物館(公私立)

- ・美術館等の管理運営
- ・アートギャラリー北海道連携館との連携

施策  
目標

# 令和2年度 基本評価調書

施策名	教育分野における文化・芸術活動の振興	施策コード	11 — 10
-----	--------------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)	Do & Check 施策評価
--------------------------------	-----------------

## 今年度の取組

## 1-2 取組の結果

政策体系及び関連計画等	今年度の取組	実績と成果、新型コロナウイルス感染症の影響等	道民ニーズを踏まえた対応
3(4)C  【創生】 A4622	<b>【芸術文化活動の推進】</b> ○出張アート教室や鑑賞支援ツールの提供など、芸術文化に接する機会の充実 ○「アートギャラリー北海道」の取組など美術館等を核とする地域文化の振興や魅力発信 ○道立美術館のインバウンド対応や情報発信の充実(新規)	<b>【芸術文化活動の推進】</b> ・出張アート教室や移動美術館を開催予定 ・鑑賞学習支援ツール「アートカード」「複製シート」等を作成し、学校に貸出。 ・アートギャラリー北海道において、84施設のネットワークを構築。 ・道立美術館が連携する道内美術館等を紹介する企画展を開催(R2 道立6館11展覧会 今後予定を含む) ・北海道リモート・ミュージアムとして展覧会やコレクションを紹介する動画配信	
3(4)A  【創生】 A4613	<b>【文化財の保存及び活用の推進】</b> ○文化財の調査・保存・活用の推進 ○文化財の保存・活用に関する大綱の策定 ○アイヌ民俗文化財の調査・保存・伝承活動の推進 ○世界遺産の登録と保存活用の推進 ○文化財に関する情報の発信と文化財に親しむ機会の提供 ○日本遺産の認定と活用支援	<b>【文化財の保存及び活用の推進】</b> ・文化財パトロールの実施(14管内) ・有形文化財(建造物)の耐震予備診断の完全実施の働き掛け ・北海道文化財保存活用大綱の策定(R2.8月) ・叙事詩「ユーカーラ」の翻訳整理、報告書の作成 ・アイヌ民族の伝統的な民俗技術、民俗芸能に関する講座の実施(R元.6月～R2.1月、4管内6市町村で計100回実施) ・アイヌ無形民俗文化財の調査 ・文化財保護強調月間(10月8日～11月7日)における文化財公開事業等関連事業の促進 ・民俗芸能の保存会等に対し、他団体との交流の機会や他県の先進的な取組に触れる機会を提供(民俗芸能伝承フォーラムの開催) ・日本遺産の認定を目指す市町村の取組への支援(R2.6「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程一が認定) ・観光や地域振興などへの日本遺産の活用の促進に向けて、「日本遺産連絡調整会議」を通じて、知事部局の担当部署(文化・地域振興・観光)に働き掛けを実施 ・縄文遺跡群の保全に関する令和元年度経過観察結果の整理集約 ・縄文文化の価値や魅力を伝え、世界遺産登録に向けた取組への理解を深めるために「縄文夏まつり」(8月1日～4日)の開催等、普及啓発事業を実施 ・児童生徒が世界遺産や縄文文化を学ぶ学習資料の作成 <b>【国費予算の提案・要望】</b> 「国の文教施策及び予算に関する提案・要望」(R2.7月) ・アイヌ民族に関わる文化財の保存と伝承・活用の推進 ・文化遺産の保存・活用の推進	○北海道文化財保護審議会(R1.8、R2.2)における委員(学識経験者)からの意見を踏まえて調査を行い、無形民俗文化財として「金刀比羅神社例大祭」及び「釧路鳥取りりん獅子舞」、天然記念物として「ナカガワニシン化石」を指定するなど、文化財の保存・活用などの取組に反映。

2 連携の状況

2-2 連携の取組状況

連携種別 (政策体系)	連携内容	連携先		取組の実績と成果、新型コロナウイルス感染症の影響
		施策コード	関係部・関係課	
施策・部局 3(4)A	・「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」に基づき、関係部と連携しアイヌ文化の保存・伝承・振興等に取り組む。 ・「アイヌ施策推進連絡会議」に参画し、アイヌ文化関連の取組等について情報交換を行う。	0313	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課	・道教委委託事業「アイヌ民俗文化財伝承・活用事業」の会議に教育庁文化財・博物館課職員がオブザーバーとして出席し、アイヌ文化の振興等の取組の推進について、道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課職員と会議概要を共有し、連携を図った。(R1.6) ・環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課主管のアイヌ文化関連事業について、情報共有を図った。 ≪新型コロナウイルス感染書の影響等≫ 特になし
施策・部局 3(4)A	・道が設置する北海道文化審議会に出席するほか、情報交換を密にし、連携して芸術文化活動の促進等に取り組む。 ・道教委職員を文化振興課縄文世界遺産推進室に併任し、関係自治体や庁内関係課と連携して、世界遺産登録に向けて、資産現地調査への対応、保全状況の改善、普及啓発、世界遺産を生かした教育推進に取り組む。	0314	環境生活部文化振興課	・文化審議会の委員の変更に伴い、開催が遅れているが、道教委の文化施策等の説明を行う予定(R2.9予定)。 ・資産現地調査にそなえるための現地確認、景観計画の策定に関する市町への指導、縄文文化に関するパネルや出土品の展示、児童生徒用学習資料の作成を実施 ≪新型コロナウイルス感染書の影響等≫ 特になし
地域・民間	道立美術館と道内の公・私立美術館が連携し、それぞれの施設や所蔵作品を相互に紹介するほか、PR活動や各種イベントに協働で取り組む。		市町村立美術館、私立美術館等	・道内の公立・私立美術館等84施設のネットワークを構築した。 ・道立美術館と圏域施設との連携により、相互の作品を紹介する企画展を開催した。 ≪新型コロナウイルス感染症の影響等≫ 臨時休館、イベントの中止等

# 令和2年度 基本評価調書

施策名	教育分野における文化・芸術活動の振興	施策コード	11 - 10
-----	--------------------	-------	---------

## Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

## Do & Check 施策評価

### 3 成果指標の設定

(H:平成、R:令和、大文字は年度、小文字は暦年)

### 3-2 成果指標の達成度合

主①	指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		評価年度	H29	H30	R1	達成度合の分析ほか
		基準年度	H22	年度	R2	最終年度	R7	達成度合	—	—	—	
	文化会館入館者数(万人)	基準年度	H22	年度	R2	最終年度	R7	達成度合	—	—	—	※当該指標は、3年毎に文部科学省が調査しているため、令和2年度に公表される平成29年度の調査結果に基づき達成度を分析する。
		基準値	46	目標値	48	最終目標値	50	年度	R1	R2	進捗率	
	【指標の説明】 芸術・文化活動への道民の参加状況を表す一つの目安(3年毎の文部科学省の調査) 【アウトプット指標】 芸術・文化活動への道民の参加状況を表す観点から文化会館の入館者数を指標として設定。	根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式		目標値	48	48	50	
		北海道総合計画		3(4)C	増加	(実績値/目標値)×100		実績値	—	—	—	
								達成率	—	—	—	
関①	指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		評価年度	H29	H30	R1	達成度合の分析ほか
	道立美術館等の入館者数	基準年度	H28	年度	R2	最終年度	R4	達成度合	A	A	A	【内的要因】 H30年度からアートギャラリー北海道事業を開始し、連携館との展覧会、広報活動、イベントなどの実施により目標を達成した。  【外的要因】 コロナ禍により2月下旬から5月下旬までの間に休館期間があったこと等から昨年度の実績値から減少した。
		基準値	710,385	目標値	764,000	最終目標値	800,000	年度	R1	R2	進捗率	
	【指標の説明】 1年間の道立美術館等の展覧会や教育普及事業などの利用者数 【アウトプット指標】 北海道総合教育計画における施策の方向性「芸術文化活動の推進」の観点から指標として設定。	根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式		目標値	746,000	764,000	800,000	
		北海道創生総合戦略 北海道教育推進計画		3(4)C	増加	(実績値/目標値)×100		実績値	816,926	—	816,926	
								達成率	109.5%	—	102.1%	
他①	指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		評価年度	H29	H30	R1	達成度合の分析ほか
	文化財への保存・活用への取組状況	基準年度	H29	年度	R2	最終年度	R4	達成度合	A	A	A	【内的要因】 毎年の通知の発出やポスター送付などの啓発活動により、市町村に取組が浸透したが、事業未実施の市町村に対しては啓発強化が必要。  【外的要因】 特になし
		基準値	56.6	目標値	70	最終目標値	70	年度	R1	R2	進捗率	
	【指標の説明】 北海道文化財保護強調月間(10/8~11/7)に、指定文化財が所在する市町村のうち「文化財を活用した事業」を実施している市町村の割合 【アウトプット指標】 北海道総合教育計画における施策の方向性「文化財の保存及び活用の推進」の観点から指標として設定。	根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式		目標値	64.0	70.0	70	
		北海道教育推進計画		3(4)A	増加	(実績値/目標値)×100		実績値	80.5	—	80.5	
								達成率	125.8%	—	115.0%	

● 本施策に成果指標を設定できない理由	● 達成度合について					
	達成度合	A	B	C	D	-
	直近の成果指標の達成率	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可

令和2年度 基本評価調書

施策名	教育分野における文化・芸術活動の振興	施策コード	11	—	10
-----	--------------------	-------	----	---	----

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

4 事務事業の設定

整理番号	政策体系	事務事業名	事務事業概要	課・局 室名	前年度からの繰越事業費(千円)	令和2年度					フルコスト(千円)
						事業費(千円)	うち一般財源	執行体制			
						本庁	出先機関	人工計			
0737	3(4)C	児童生徒文化活動奨励事業費	全国高等学校文化祭の参加補助	高校教育課		9,367	9,367	0.1	0.0	0.1	10,159
0420	3(4)C	青少年芸術劇場費	本物の舞台体験事業(文化庁事業)及び北海道巡回小劇場に係る事務	生涯学習課		2,338	2,338	0.2	0.3	0.5	6,298
0501	3(4)C	美術館維持運営費	・近代美術館の維持運営費 ・旭川美術館の維持運営費 ・函館美術館の維持運営費 ・帯広美術館の維持運営費 ・三岸好太郎美術館の維持運営費	文化財・博物館課		441,758	438,198	1.0	15.0	16.0	568,478
0502	3(4)C	美術館事業費	道立美術館5館の事業費等	文化財・博物館課		93,886	36,043	1.0	22.1	23.1	276,838
0503	3(4)C	博物館登録等博物館事務、学芸員資格・講習会等事務	博物館登録等博物館に関する事務、学芸員資格・講習会等に関する事務	文化財・博物館課		0	0	0.1	0.0	0.1	792
0504	3(4)A	文化財保存対策費	・文化財保護法等に基づき、文化財の保存・活用等を図るための事業	文化財・博物館課		2,942	1,469	2.5	1.5	4.0	34,622
0505	3(4)A	遺跡埋蔵文化財保存対策費	文化財保護法に基づき、土木工事等に対する文化財保護上の必要な指示を行うための埋蔵文化財包蔵地の調査を行うための事業	文化財・博物館課		10,070	5,151	6.6	1.2	7.8	71,846
0506	3(4)A	アイヌ文化財保存対策費	・アイヌ民俗技術及びユカラを記録保存、アイヌの生活用語や伝統的な風俗習慣、民俗芸能の保存伝承活動、アイヌ民俗文化財業務に携わる専門職員等を対象とした資質向上及び要請を図る事業	文化財・博物館課		9,358	4,747	0.9	0.0	0.9	16,486
0507	3(4)A	文化財保護活動費補助金	文化財に対する道民の理解を深め、普及啓発事業や、顕彰事業、情報発信等の事業実施に対する補助金	文化財・博物館課		4,857	4,857	0.3	0.0	0.3	7,233
0508	3(4)A	埋蔵文化財情報システム維持管理費	埋蔵文化財包蔵地に関する情報をインターネットを通じて公表し、道民に周知するための維持管理事業	文化財・博物館課		2,700	1,350	0.2	0.0	0.2	4,284
0509	3(4)A	世界遺産登録へ向けた取組の推進	国指定史跡の縄文遺跡群や大規模竪穴住居跡群の世界文化遺産への登録へ向けた取組の推進	文化財・博物館課		0	0	1.0	0.0	1.0	7,920
0510	3(4)A	文化財に親しむ機会の提供と情報の発信	文化財を学校教育や社会教育の場において活用する機会や、子どもたちや地域の人々が文化財に親しむ機会を提供するとともに、文化財に関する多様な情報の発信の取組	文化財・博物館課		0	0	0.2	0.1	0.3	2,376

0511	3(4)A	日本遺産認定に向けた取組の推進	地域の文化財の日本遺産認定に向けた市町村の主体的な取組に対する支援等を行う	文化財・博物館課		0	0	0.9	0.1	1.0	7,920
0512	3(4)C	「アートギャラリー北海道」推進事業	道内美術館等の連携による所蔵作品の相互紹介やイベント事業、PR活動を展開する	文化財・博物館課		8,099	5,130	1.0	2.0	3.0	31,859
0513	3(4)A	文化財保存対策費(北海道ふるさと民俗芸能伝承事業費)	民俗芸能の保存団体や市町村に対し、他団体との交流の機会や他県の先進的な取組に触れる機会を提供する	文化財・博物館課		2,003	2,003	0.4	0.9	1.3	12,299
0514	3(4)A	アイヌ文化普及啓発事業	ウポボイ及び道内博物館の利用拡大を図るため、道立社会教育施設においてアイヌ文化を展示する連携展及び各種イベントを開催	文化財・博物館課		4,934	2,493	0.2	0.0	0.2	6,518
0515	3(4)A	「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録「縄文ブック」作成事業費	世界遺産登録を目指す縄文遺跡群を、次世代に継承する人材を育成するため、縄文時代を題材とした小中高校生向けの学習資料を作成し、縄文文化に対する理解を深める	文化財・博物館課		9,874	4,937	0.5	0.0	0.5	13,834
0516	3(4)C	インバウンド・アートプロジェクト事業	道立美術館において、常設展の多言語化や日本文化の鑑賞・体験プログラム等を通じてインバウンド対応を実施	文化財・博物館課		64,769	30,861	0.4	0.0	0.4	67,937
0517	3(4)C	デジタル・北海道アートミュージアム事業	道立美術館のホームページのリニューアルを行い、コレクションや展覧会、施設情報等を国内外に発信	文化財・博物館課		41,012	13,672	0.4	0.0	0.4	44,180
0518	3(4)A	北海道文化財保存活用大綱策定事業費	文化財保護法改正に伴い、教育庁が策定する北海道文化財保存活用大綱の策定・周知に要する経費	文化財・博物館課		1,216	0	0.5	0.0	0.5	5,176
計						0	709,183	562,616	18.4	43.2	61.6



令和2年度 基本評価調査

施策名	教育分野における文化・芸術活動の振興	施策コード	11 - 10
-----	--------------------	-------	---------

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部局等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

政策体系	達成度合の集計					判定	成果指標の分析
	A	B	C	D	-		
	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可		
3(4)C					1	-	<文化会館入館者数[-]> ・当該指標は、3年毎に文部科学省が調査しているため、令和2年度に公表される平成29年度の調査結果に基づき達成度を分析する。
3(4)A	2					A・B指標のみ	<道立美術館等の入館者数【A】> H30年度からアートギャラリー北海道事業を開始し、連携館との展覧会、広報活動、イベントなどの実施により目標を達成したが、コロナ禍により2月末から休館となった影響で昨年度の入館者数より減少した。 <文化財への保存・活用への取組状況【A】> 指標を上回る市町村が文化財を活用した事業を実施しており、道民の文化財に親しむ機会が着実に増えている。
						-	
計	2	0	0	0	1	A・B指標のみ	

(2)取組の分析

基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの)		対応している (○→対応している) (△→コロナの影響)	理由
1	計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか	○	・文化財保護強調月間における文化財公開等関連事業の促進など計画していた取組を着実に実施したほか、市町村や学校の要望等を踏まえ、移動美術館や出張アート教室の実施を予定するほか、鑑賞支援ツールの提供など芸術文化に接する機会の充実に取り組んでいる。
基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる)		取組がある (○あり→取組がある)	取組があるとする理由(新型コロナウイルス感染症の影響で取組がない場合は理由を記載)
2	施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか	○	令和2年7月に「国の文教施策及び予算に関する提案・要望」において、アイヌ民俗文化財の保存と伝承・活用の推進や文化遺産の保存・活用の推進について、要望を行っている。
3	道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立っているか	○	・北海道文化財保護審議会において、委員(学識経験者)から意見を聴取し、施策の推進に役立っている。
4	施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携や地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか	○	・アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画に基づくアイヌ文化の保存、伝承、振興等について、関係部と情報共有を行い連携の成果が確認できる。
		○	・アートギャラリー北海道の連携施設は、道内の公立・私立美術館、絵画館等84施設と増加しており、より連携が強化されていることが確認できる。
判定		a	

・基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→ a  
 ・基準1が「○か△」ではない、又は基準1は「○か△」だが基準2～4に1つも「○」がない→ b  
 ・基準1が「△」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→ c



# 令和2年度 基本評価調書

施策名	教育分野における文化・芸術活動の振興	施策コード	11 - 10
-----	--------------------	-------	---------

## Action 施策・事務事業評価

### 7 評価結果の反映 (1) 一次政策評価結果への対応

対応方針 番号	対応	事務事業
①	<新たな取組等> ・ユネスコの諮問機関による現地調査が令和2年9月に行われ、現地調査及び書類審査の結果に基づき、同年12月に諮問機関より追加情報提出の要求があったため、外務省を通じて提出。このことから世界遺産委員会で登録審査の実施が見込まれるため、来年度の世界遺産登録に向けて、事務を進めていく。	改善:世界遺産登録へ向けた取組の推進

### (3) 事務事業への反映状況

方向性	拡充	改善	縮小	統合	廃止	終了	合計
反映結果		1					1

次年度新規事業 (予定)
0

事務事業 整理番号	事務事業名	一次政策評価にお ける方向性(再掲)	次年度の方向性 (反映結果)
0509	世界遺産登録へ向けた取組の推進	改善	改善